



デジタルブックの使い方 ～スマートフォン版～

1 画面の説明



	項目	説明
①	サムネイル	サムネイルが表示されます。 サムネイルをタップすると該当ページに移動します。
②	目次	目次が表示されます。 目次をタップすると該当ページに移動します。

	項目	説明
③	検索	<p>コンテンツ内の文字検索ができます。</p> <p>(例)「こども 手当」で検索</p> <p>●AND 検索 「こども」「手当」の2つの単語が記載されているページを検索します。両単語が含まれるページを探したいときにご利用ください。</p> <p>●OR 検索 「こども」「手当」の2つの単語、またはどちらかの単語が記載されているページを検索します。どちらかの単語が含まれるページを探したいときにご利用ください。</p>
④	書き込み機能	 : ページに書き込みができます。
⑤	付箋機能	 : 付箋を貼り、メモを残すことができます。付箋を作成すると「作成済みの付箋一覧を見る」から該当のページに移動することができます。
⑥	ページ送り	ページ端をタップまたはスワイプするとページをめくります。
⑦	通常・拡大	<p>通常：デフォルトの表示画面です。</p> <p>拡大：コンテンツ欄が拡大され、説明欄が表示されない画面です。</p>

2 リンクの説明

児童手当

申請をした月の翌月分から支給されます。転入(前住所地の転出予定日)や出生の翌日から15日以内に申請した場合は、転入や出生の属する月の翌月分から支給されます。

対象年齢	第1子、第2子	第3子以降 ^{※2}
3歳未満	15,000円/月	30,000円/月
3歳～高校生年代 ^{※1}	10,000円/月	
18歳年度末～22歳年度末	算定対象(第〇子)のカウントのみ ^{※3}	

※1 高校生年代とは15歳の年度末経過後から18歳の年度末までにある児童をいいます。
 ※2 第3子以降とは、手当の支給対象ではない者(18歳年度末から22歳年度末までにある子)を含めて第〇子と数えます。
 ※3 18歳年度末から22歳年度末までにある子を算定対象(第〇子)としてカウントするためには「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要になります(18歳年度末から22歳年度末までにある子及び高校生年代までの児童の人数の合計が3人以上の場合のみ)。

問合せ先 子育て支援課 こども医療係
Tel 5744-1275

画面上で黄色く点滅する箇所にはリンクが設定されています。該当箇所をタップするとリンクが設定されているホームページ等が開きます。

ページ番号が黄色く点滅している場合、タップするとコンテンツ内の該当のページに移動します。